

# みや わか



市議会だより



10月臨時会  
11月臨時会  
12月定例会

審議結果報告及び賛否の分かれた議案	2~3
令和2年度一般会計補正予算	3
委員会報告・市長報告	4~7
一般質問	8~11
編集後記、まちの話題	12

# 審 議 結 果 報 告

## 1 0 月 臨 時 会

議案番号	議 案 名
議案第37号	工事請負契約の締結について
議案第38号	工事請負契約の締結について

## 1 1 月 臨 時 会

議案番号	議 案 名
議案第39号	宮若市特別職職員の給与等に関する条例及び宮若市職員の一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 2 月 定 例 会

議案番号	議 案 名
同 意 第 3 号	宮若市監査委員の選任について
議案第40号	財産の取得について
議案第41号	宮若市社会福祉センターに係る指定管理者の指定について
議案第42号	宮若市生活センターに係る指定管理者の指定について
議案第43号	ドリームホープ若宮に係る指定管理者の指定について
議案第44号	宮若市農産加工センター「夢工房」に係る指定管理者の指定について
議案第45号	宮若市共同育苗施設に係る指定管理者の指定について
議案第46号	宮若市いこいの里千石に係る指定管理者の指定について
議案第47号	吉川小学校跡地施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について
議案第48号	宮若市営住宅飲料水供給施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第49号	宮若市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第50号	工事請負契約の締結について
議案第51号	令和2年度宮若市一般会計補正予算(第4号) について
議案第52号	令和2年度宮若市下水道事業会計補正予算(第1号) について
議案第53号	令和2年度宮若市簡易水道事業会計補正予算(第1号) について
議案第54号	令和2年度宮若市水道事業会計補正予算(第1号) について
議員提出議案 第13号	宮若市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
2年請願 第4号	全企業へ『永久劣後ローン』融資制度の創設を求める決議を要望する請願書
2年請願 第5号	国に対し、コロナ危機打開のため、消費税率5%以下への引き下げを求める意見書の提出に関する請願書

◆賛否の分かれた議案

○：賛成 ×：反対

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
氏名	谷口 重隆	山元 秀一	藤嶋 嘉子	清水 健太郎	柴田 裕美子	染矢 正次	安河 英幸	神谷 喜久雄	弓削田 敬	和田 善久	安永 友則	川口 誠	寶部 勝	島本 昌典	中島 健三	茅野 勝
議案名																
議案第39号	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	欠席
議案第49号	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
議案第51号	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×
議案第52号	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
議案第53号	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
議案第54号	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
議員提出議案第13号	○	×	○	○	×	○	○	棄権	○	○	○	○	○	○	○	×
2年請願第5号	×	×	○	○	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×

監査委員の選任

監査委員の選任は、次の方を選任することに同意しました。

松尾 朋 さん（新任）

令和2年度一般会計補正予算（第4号）

補正予算は、表のとおりとなっております。この補正の主な理由は、小・中学校の電子黒板の整備、光ファイバ整備、西鞍の丘総合運動公園排水路整備に関する事業費等となっております。

賛成多数で可決

会計	一般会計
補正前の額	226 億 102 万 3 千円
補正額	2 億 3,979 万円
補正後の額	228 億 4,081 万 3 千円

市議会会議録はホームページからも閲覧できます。 <http://www.db-search.com/miyawaka-c/index.php/>

次回の定例会は **2月26日（金）** 開会予定です。  
皆さんの傍聴をお待ちしています。

※新型コロナウイルス感染者の発生状況によっては、傍聴をお控えいただくことがあります。  
本会議・各常任委員会等の日程については、日程が決まり次第、宮若市のホームページ、宮若市役所本庁及び若宮総合支所に掲示します。  
※小さなお子さんをお連れの方は議場への入場はできませんが、庁舎内において親子一緒に視聴できますので、議会事務局にお尋ね下さい。

## 10月臨時会

# 委員会報告

## 教育民生委員会

委員長 中島 健三

### 工事請負契約の締結について

これは、(仮称)宮若東中学校区再編小学校等建設工事を施工するため、工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものです。

主な質疑として、「瑕疵担保が有効とされる年数は。」との質疑に対し、「法律上最大2年と定められているため、2年で契約を行う。」との回答がありました。

全会一致で可決

## 産業建設委員会

委員長 川口 誠

### 財産の取得について

これは、(仮称)AI開発センター改修工事を施工するため、工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものです。

主な質疑として、「AI開発センターであるため、高度な通信条件等が必要と思われるが、整備はできているのか。」との質疑に対し、「現在、総務省所管の高度

無線環境整備推進事業等により、光サービスを整備中であり、令和3年4月中には、サービス開始予定である。」との回答がありました。

また、「工期が150日と短い、業者の都合等により工期の延長がないように、十分管理を行っていくように。」との意見がありました。

全会一致で可決

## 11月臨時会

# 委員会報告

## 総務委員会

委員長 神谷 喜久雄

### 宮若市特別職職員の給与等に関する条例及び宮若市職員の一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されることに伴い、宮若市特別職職員の給与等に関する条例及び宮若市職員の一般職の給与に関する条例の一部を改正するものです。

主な質疑として、「人事院勧告をそのまま受けるのか。」との質疑に対し、「基本的には国に準ずる。」との回答がありました。また、「減額予算を有効活用してはどうか。」との意見がありました。

全会一致で可決

# 市長報告

## 市長報告 1

### 宮若北部工業用地造成事業の取組について

本市における企業進出状況については、平成20年度、磯光工業団地の分譲開始後、平成26年度の林テレンプ(株)の進出以降、相次ぎ企業が進出し、平成30年3月に同団地の全区画が完了するとともに、四郎丸地区の市有地にも自動車関連企業が進出したことから現在、公的な工業団地を有しない状況にあります。

このような中、トヨタ自動車九州(株)の生産拡充を背景に、複数の企業から本市への進出希望の問い合わせをいただいております。新しい受皿となる工場用地の確保が急務でありました。

このことから、平成30年度に市内における工業団地調査を実施し、トヨタ自動車九州(株)敷地北側に隣接する倉久尾ノ上地区を優先候補地として選定し、福岡県と工業団地の整備に向けて様々な角度から協議を重ね、今般、福岡県において、宮若北部工業用地造成事業として倉久尾ノ上地区を新たな工業団地に造成する方針が打ち出され、県議会9月定例会において、調査、設計費など、2億3,320万円の予算が措置されたところです。

本市としては、引き続き福岡県と連携を図りながら、早期の工業団地の整備に向けた取組を進めて参ります。

## 12月定例会

# 委員会報告

## 総務委員会

委員長 神谷 喜久雄

これは、コロナ危機打開のため、住民のくらし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税をただちに5%以下へ引き下げるよう国の関係機関へ意見書の提出を願う請願書

これは、コロナ危機打開のため、住民のくらし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税をただちに5%以下へ引き下げるよう国の関係機関へ意見書の提出を願う請願書です。

賛成少数で不採択

## 教育民生委員会

委員長 中島 健三

### 宮若市社会福祉センターに係る指定管理者の指定について

これは、指定管理者の指定期間が令和2年度末で満了することに伴い、議会の議決を求めるものです。

主な質疑として、「監査は、市が行うのか。また、今年度は、コロナ禍により行っていない事業があると思うが、社会福

祉協議会に支払う補助金額に影響はあるのか。」との質疑に対し、「監査は、2年に1回、市が行っている。補助金は、社会福祉協議会本体を運営していくための人件費等であり、事業によって一部中止となっているものがあるが、雇用は行われており人件費等は発生しているため、影響なく例年通りの執行になると思う。」との回答がありました。

全会一致で可決

### 宮若市生活センターに係る指定管理者の指定について

これは、指定管理者の指定期間が令和2年度末で満了することに伴い、議会の議決を求めるものです。

主な質疑として、「民芸庵を利用している人数は。また、市から支払う補助金額は。」との質疑に対し、「現在の利用者は10名。補助金については、身体障害者福祉協会に36万3千円。また、民芸庵はNPO法人であるため、委託契約金440万円支払っている。」との回答がありました。また、「施設の老朽化が進んでいるため、対策について検討してほしい。」との意見がありました。

全会一致で可決

### 宮若市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

これは、令和3年4月1日より宮田北幼稚園を宮田南幼稚園に統合することにより、令和3年3月31日をもって、宮田北幼稚園が閉園となるため宮若市立幼稚園条例の一部を改正するものです。

全会一致で可決

### 工事請負契約の締結について

これは、宮若西学童保育所・子育て支援センター「たけんこ」新築工事を施工するため、工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものです。

主な質疑として、「西側出入口側の市道について、安全対策に対する問題はないのか。また、住民説明会は行うのか。」との質疑に対し、「西側出入口側の市道については、敷地の範囲内に2.5メートルのセットバックを行い、将来的な市道の拡幅にも対応できるように考えている。また、住民説明会については、近隣の自治会長に相談し、コロナ禍の状況も踏まえ、開催について検討していく。」との回答がありました。

全会一致で可決



委員長 川口 誠

### 財産の取得について

これは、(仮称) AI開発センターで使用する備品を取得するため、議会の議決を求めるものです。

主な質疑として、「(仮称) AI開発センター運用開始後は、備品の追加購入はないのか。」との質疑に対し、「運営権設定後は、そのあとの更新関係の費用、維持管理については、運営権者側の負担で

お願いするということをベースに、今後具体的な契約条項について詰めていく。」との回答がありました。

全会一致で可決

### ドリームホープ若宮に係る指定管理者の指定について

これは、指定管理者の指定期間が令和2年度末で満了することに伴い、議会の議決を求めるものです。

主な質疑として、「今回、指定期間が1年間というのは、ドリームホープ若宮には伝えているのか。」との質疑に対し、「今回1年間になることは、説明済み。」との回答がありました。

全会一致で可決

### 宮若市農産加工センター「夢工房」に係る指定管理者の指定について

これは、指定管理者の指定期間が令和2年度末で満了することに伴い、議会の議決を求めるものです。

主な質疑として、「夢工房の運営状況は。」との質疑に対し、「現在、ドリームホープ若宮の組合員が、カステラ等のお菓子を製造しており、昨年度の売り上げは、約250万程度。」との回答がありました。

全会一致で可決

### 宮若市共同育苗施設に係る指定管理者の指定について

これは、指定管理者の指定期間が令和2年度末で満了することに伴い、議会の議決を求めるものです。

全会一致で可決

### 宮若市いこいの里千石に係る指定管理者の指定について

これは、指定管理者の指定期間が令和2年度末で満了することに伴い、議会の議決を求めるものです。

主な質疑として、「千石峡キャンプ場のバンガローについて、今後、改修等は考えているのか。」との質疑に対し、「修繕費がかさむ一方であるため、今後は、年次的にバンガローの解体を考えており、区画整備を行うなど、管理しやすい施設に改修する方向で検討している。」との回答がありました。

全会一致で可決

### 吉川小学校跡地施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について

これは、吉川小学校跡地に整備するAI研究開発施設について、実施方針に関する条例を制定するものです。

主な質疑として、「PFI法のコンセッション方式を選択した理由は。」との質疑に対し、「(株)トライアルホールディングスより、学校の校舎をAIの研究施設として活用したいとの申し出があり、議論を重ねた結果、市が、補助金等有利な財源を活用して施設整備を行い、整備後は、民間の活力・経営資源が活用できるような施設を整備するため、コンセッ

ヨン方式で進めている。」との回答がありました。

また、委員会の総意として、「リモートワークタウン ムスブ宮若」は、市を挙げてのまちづくりプロジェクトであり、縦割り行政ではなく、プロジェクトチームを立ち上げ、連携を密に取り、情報共有を行いながら職員一丸となって対応していくよう要望がありました。

全会一致で可決

### 宮若市宮住宅飲料水供給施設条例の一部を改正する条例の制定について

市宮住宅飲料水供給施設に、向田団地飲料水供給施設を追加するため、条例の一部を改正するものです。

「配水管の老朽化が進んでいると思われるため、用心して使用するよう。」との意見がありました。

全会一致で可決

## 市長報告

### ◆市長報告 1

#### 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)を活用した寄附について

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)は、地方創生を実現するために、民間企業の皆様から積極的に寄附を行っていただけるよう、地方公共団体による地方創生のプロジェクトに対し寄附を行う

た企業に、税額控除の措置を講じるため、平成28年度税制改正において創設されています。企業版ふるさと納税を活用する事業に対する寄附を行った法人について、寄附額の6割に相当する額の税額控除の特例措置がなされ、現行の地方公共団体に対する法人の寄附に係る損金算入措置による軽減効果約3割と合わせて、寄附額の約9割に相当する額が軽減されるものです。

この度、令和2年9月に本市と連携協定を締結しました(株)トライアルホールディングスの子会社に当たる(株)トライアルカンパニーから、交流人口の拡大を目的とした西鞍の丘総合運動公園施設の充実に向けて、本制度を活用した5千5百万円の寄附の申出をいただいております。これに伴う関連補正予算を計上し、本議会に提案しています。また、同社においては、本市の地方創生に資するまちづくりを応援したいとの考えから、追加の寄附についてもご検討いただいているところであり、対象となる事業等について協議を進めて参ります。

### ◆市長報告 2

#### 宮若市外二町じん芥処理施設組合におけるRDF処理委託契約について

本市の可燃ごみ処理については、宮若市外二町じん芥処理施設組合において固形化燃料、いわゆるRDFを製造し、大牟田リサイクル発電(株)へ処理委託を行っています。その契約期間が令和4年度末をもって終了することとなっています。大牟田リサイクル発電(株)が同年度末を

もって事業を終了することから、令和5年度以降のRDF処理については、令和2年度宮若市外二町じん芥処理施設組合予算の債務負担行為に基づき、令和2年10月1日付けで、委託期間を令和5年度から令和9年度までの5年間、委託料を消費税抜き1トンの当たり1万円とする契約を宇部興産(株)と締結しています。

また、先般の新聞報道にありましたように大牟田リサイクル発電(株)の事業終了後から5年間、JFEエンジニアリング(株)が事業を継承し、大牟田リサイクル発電所の撤去費については、参加組合には負担を求めないことで、現在協議がされているところです。

### ◆市長報告 3

#### 特定空家等の略式代執行について

本市の特定空家等については、平成30年度に、宮若市空家等対策協議会において学識経験者らに意見を求めた後、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項の「特定空家等」に4件の空家等を認定しました。

このうち、大蔵西区の特定空家等は、県道福岡直方線に面しており、当該道路は交通量も多く、空家が倒壊した場合の危険性が懸念されていました。この度、相続人全員が相続放棄の申述をなされ、当該空家の所有者及び相続人が不在となつたため、同法第14条第10項の規定に基づく略式代執行を実施し、令和2年10月28日に解体工事を完了しました。

なお、大蔵西区以外の3件については、菅牟田地区の1件は、市の解体補助金を

活用し、所有者自らが解体撤去を実施、福丸地区の1件は、令和2年7月12日に家屋の一部が自然倒壊後、所有者が家屋の危険箇所部分を解体しています。残る竹原地区の1件は、引き続き所有者に指導を行うこととしています。

### ◆市長報告 4

#### 民事調停の報告について

令和2年3月定例会における民事調停対象者4名については、2名が申立て前に納付され、残る2名に対し、5月15日に直方簡易裁判所に民事調停の申立てを行ったところ、いずれも調停に出席せず不成立となりました。このため、7月16日に福岡地方裁判所直方支部へ明渡し訴訟を提起した結果、1名は、提訴後に納付され、1名は10月9日に勝訴の判決を得ています。

次に、令和2年6月定例会における民事調停対象者3名については、1名が申立て前に納付され、残る2名に対し、6月12日に直方簡易裁判所に民事調停の申立てを行ったところ、いずれも申立て後に納付されています。別紙に民事調停等結果表を添付していますが、今後とも、家賃等滞納者に対し、滞納解消に向けた納付指導を行って参りたいと考えています。

## 山元秀一議員の議員活動調査特別委員会の中間報告

令和2年9月17日の本会議で、地方自治法第100条に基づく調査権限を有した「山元秀一議員の議員活動調査特別委員会」が設置され、委員として、川口誠、神谷喜久雄、茅野勝、弓削田敬、清水健太郎、島本昌典、染矢正次、和田善久、安永友則、中島健三の10名が議長より指名を受けました。

調査に際しまして本委員会では、まず、正副委員長の互選を行い、委員長に中島健三、副委員長に川口誠が選任されました。

以降、委員会運営に当たっての運営要領を定め、関係者としての証人尋問者を決定し、本委員会の調査事項であります4点、

- ①本庁舎の空調燃料の入札に関して、入札を辞退した業者へ今回の入札に対して直接連絡を入れるなど議員としての逸脱した行為に関する事項
- ②令和2年6月議会一般質問時における、東町1号線の随意契約に関して、本人が撮影したとする証拠写真とグーグル社が、ネット上に提供している写真との多くの酷似点に関する事項
- ③上記2点についての行為の他、その他の様々な活動が、議員として、地位等を利用した、行き過ぎともとられる行為、また、議員として情報を知り得る立場でありながら、それを利用した様々な行為が、市内企業・法人に対して多大なる迷惑を被らせていることに関する事項
- ④日頃の議員活動・行動において、議員の立場を利用した、本市市議会議員をはじめ、その他本市職員等への様々な威嚇・恫喝・脅迫等に関する事項について、委任された調査権等に基づき、その事実関係や真実の究明に当たっています。

中でも、事実の確認、また真実の究明に欠かすことができない証人尋問においては、証人の人権に十分配慮する中で、山元秀一議員をはじめ、関係者7名に対し、証言を求めてきました。

関係者からの証言を重ねることにより、各々の証言等に基づき、現在、慎重にその確認を行っているところです。

去る11月11日の山元秀一議員の証人尋問においては、まず、調査事項①では、「落札業者に2回にわたり電話をした。」、「辞退したことに納得ができず電話をした。」、「行政事務が適正に行われているのか、またその入札が公平公正の原則に則しているのか検証する必要があると思ったので話をした。」、「議員個人に強制力を持つような調査権がないことは承知している。」、「委員会の中で録音記録があるというようなことを発言してるのであれば録音記録がある可能性がある。」とのことでした。

次に、調査事項②では、一般質問を行った際に提供した写真は自ら撮影したものではなく、ネット上のグーグルマップの写真だと判明しました。

次に、調査事項③では、市内の企業・法人に対して迷惑をかけたことはないとのことでした。

次に、調査事項④では、大声を出して威嚇したり、恫喝、脅迫に近い行為をした記憶はないとのことでした。

また、11月25日の職員の証人尋問においては、「落札業者決定に際し、自分の方で書き直させて入れ替えることもできるじゃないかと、そこまで言われましたので、憤りを感じた。」、「責任を問うということで協議に来られてる場面が多く、最初からある程度厳しい話だった。」、「威嚇・恫喝・脅迫等と思われる行為を受けたことがある。」、「大きな声を出されたり罵声を浴びせられたことがある。」、「自分の意に沿わないことがあれば態度が急変することがあった。」、「恐怖を感じるような言い方をされた。」、「威嚇・恫喝・脅迫等に近い行為を受けたと認識している。」、「内容的にはかなりきつい口調で言われた。」、「職員に対し罵倒していた、その他何回か、かなり強い口調で言われていた。」、「恐怖を覚えた記憶がある。」、「病院にかかるようになり、医者からは、一番の治療はその原因から離れることだと言われて休職した。」などの証言が得られました。

また、12月4日に、議長と議会事務局長から聞き取りを行い、その上で、12月11日に山元秀一議員の証人尋問を行いました。証言に食い違いがありました。

本委員会では、これまで10回にわたり委員会を開催し、調査を重ねてきましたが、現状では、証言に対する認識においても相違があるため、その確認や事実の見極めに時間を要しています。

引き続き、本委員会として、事実関係を精査の上、真実の究明に努めてまいります。

### 保育士の支援制度について



山元 秀一

**問** 保育士の就労に係る、様々な制度が準備されているが、その効果を伺う。

**答** 市長

保育士就労に係る施策については、待機児童の発生原因の一つである保育士の確保が困難となっている現状を踏まえ、待機児童解消に向けた施策を実施しています。

保育士の確保と離職防止に向けた取組として、平成30年度より、市内の民間賃貸住宅に居住する保育士の家賃の一部を補助する事業や、市内の認可保育所に勤務する保育士の就労年数に応じた就労支援金の給付を実施しています。

また、保育士の業務負担を軽減する取組として、保育園等が、保育士業務を補助する短時間勤務の保育補助者を雇用した場合に、経費の一部を補助する事業を実施しています。

更に、令和2年度からは給食の配膳や清掃等の周辺業務を行う者を雇用した場合に、経費の一部を補助する事業を実施しています。

いずれの事業についても、保育士、保育園等の事業者ともに活用されており、保育士の確保に一定の効果があつたものと考えています。

**問** 支援事業の狙いは待機児童の解消ということだが、各種保育施設間で支援の可否がある。その是正については。

**答** 子育て福祉課長

待機児童対策の考えとしては、市への認可保育所または認定こ

も園への申し込みで、入れなかった子供さんの数と捉えています。その他の施設についても利用者が利用しやすい対策を取っていきたいと考えています。

### 不法投棄について

**問** 市内の不法投棄の現状と対策について伺う。

**答** 市長

大型ごみは、大幅に減少していますが、ペットボトル等のポイ捨てごみは、後を絶たない状況です。対策としては、不法投棄防止の看板や監視カメラの設置を行うとともに、宮若市環境衛生連合会を始め、自治会や企業に協力いただき、清掃活動やごみの回収などの活動を継続し、不法投棄防止対策に取り組んでいます。

### (仮) 宮田北部工業用地造成工事について伺う



茅野 勝

**問** 今日までの進捗状況と今後の取組について尋ねる。

**答** 市長

平成30年度に実施した宮若市工業団地適地調査において、倉久尾ノ上地区を優先候補地として選定し、福岡県に対して工業団地造成の要望を行い、協議を重ねてきました。

今般、福岡県において、宮若北部工業用地造成事業として、倉久尾ノ上地区に新たな工業団地を造成する方針が打ち出され、県議会9月定例会にて、当地に係る調査・設計費の予算が措置されたところであります。

このことから令和2年10月25日に、事業主体である福岡県企業局の同席のもと、倉久自治会を対象とした説明会を開催し、現在、工業用地候補地に該当する地権者の皆様に測量同意の手続を進めています。

今後の取組としては、市において測量同意を取りまとめ、福岡県が実施する調査・設計業務に着手していくこととしており、年度内には本事業に係る市と福岡県の役割を位置付けた基本協定を締結したいと考えています。

**問** 候補地5箇所のうちこの場所に決定された経過について尋ねる。

**答** 市長

宮若市工業団地適地調査において5箇所の候補地を抽出してお

り、法的規制や地理的条件など総合的に比較検討を行った結果、トヨタ自動車九州(株)の敷地北側に隣接する倉久尾ノ上地区を最も優れた候補地として、位置付けています。

**問** 地元説明会での様な意見が出たのか尋ねる。

**答** 市長

倉久自治会より26名の方々にご出席をいただくなか、本事業についてご意見をいただいております。新たな工業用地造成に伴う交通渋滞や騒音、ごみ問題等、笠松地域の環境保全に関する意見等が寄せられています。

県と連携し、地域の諸課題の解決に取り組みなから、事業を推進したいと考えています。



### 本市における農業政策について問う



清水 健太郎

**問** 離農者及び新規就農者の推移は。

**答** 市長

まず、離農者の推移ですが、毎年、農家から提出していただいています。営農計画書の申請件数を基に算出すると、過去3年間では、平成29年度9名、平成30年度48名、令和元年度は7名で、合計64名の方が離農されています。

次に、新規就農者の推移ですが、農政課にて受付しました就農相談件数からの推計では、同じく過去3年間で申し上げますと、平成29年度2名、平成30年度3名、令和元年度7名で、合計12名が新規就農者になっている状況です。

**A1 開発拠点について問う**

**問** 中国国家情報法を踏まえ、現在、サイバー攻撃やサイバーテロなど問題になっているが、この点について、本市とトライアル側で話し合いを行ったのか。また、話し合いを行ったのであれば、どのような取り決めになったのか。

**答** 産業観光課長  
トリアルと市で具体的な協議や話し合いは行っていません。

**「リモートワークタウン」ムスブ宮若「構想」について問う**

**問** 本構想について本市はどのような政策を行っているのか。

**答** 市長

この取組を推進することにより、今後、AI教室の開催による子

どもたちへの先端技術に触れる機会の提供や、産官学が連携したインターンシップ受入れなど様々な分野での波及効果を期待しています。

その他、新たな取組として、文化芸術を活用したまちづくりを推進するため、宮若市、九州大学及びトリアルグループが連携して、本市で国際アートフェスティバルの開催を予定しています。この事業を通して、本市文化芸術の振興はもとより、廃校の活用による効率的な地域環境のリノベーション、若年世代を中心とした新たな層の交流人口の増加や本市のブランドイン等々に大きく寄与するものと考えています。

今後引き続き「リモートワークタウンムスブ宮若」プロジェクト連携協定に基づき、トリアルグループと協力をしながら、多様な施策の展開により本市の活性化を図って参ります。

### コロナ禍における高齢者福祉支援について問う



柴田 裕美子

**問** 新型コロナウイルス感染症予防で外出自粛が多くなった高齢者の心と体への影響について、どのように把握しているのか。

**答** 市長

在宅介護支援センターの訪問による健康状態や生活状況の調査のほか、市が実施している福祉サービス、社会福祉協議会や老人クラブなどの関係機関が行う見守り活動を通じて把握しています。

**問** 高齢者支援対策について知恵やアイデアを生かすために、行政や関係機関に加え、市

民を含めた横の連携ができる体制作りを早急に取り組む必要があるのではないか。

**答** 健康福祉課長

現在行政・社会福祉協議会・在宅支援センターが、地域課題などについて定期的に協議をしており、その組織を活用して、老人クラブや民生委員も入れた形をとって対応していきます。

**問** 高齢者支援のためだけではないが、情報収集のためのSNSを使った「宮若市LINE公式アカウント」を開設してはどうか。

**答** 情報政策担当課長

令和2年から検討を進めていたが、令和3年1月から災害情報な

ど緊急性の高いもの、その他各種行政情報を発信する運用を開始します。来年度からは、市民が必要とする情報を提供できる機能も追加し、新たな市民サービスを提供していきます。

**問** コロナ禍で閉館や利用縮小された図書館の利用拡大のために行う、電子書籍の貸し出しシステムの導入について。

**答** 社会教育課長

導入については、メリット・デメリットは考えられるが、外出しなくても本に親しめる環境づくりも支援策のひとつとして検討すべきではないかと考えています。

### 新型コロナウイルス対策について



梁矢 正次

**問** 新型コロナウイルス感染症の予防と啓発活動について伺う。

**答** 市長

新型コロナウイルス感染症については、全国的にも、また福岡県でも感染者が増加しています。本市におきましては、12月5日までで陽性の方が14名発生しています。

本感染症の予防については、人にうつさない、人からうつされないという市民の皆様が意識を持ち日常生活を送ることが大変重要であると考えています。このような予防対策の啓発といたしまして、広報「宮若生活」におい

て感染予防対策や医療機関受診についての流れ等を掲載するとともに、市の公式ホームページにおいても国や福岡県の施策等を含めて情報を公開し、啓発を行っています。

**問** コロナ対策についての市民向けの講演やセミナーは行なわないのか。

**答** 健康福祉課長

専門医によるセミナーを開催することは、「密」を避ける対策が必要となるため、市民全体を集めて行うことは、難しいと考えます。市において、出前講座を実施していますので、自治会単位等の小集団での開催は、感染対策が可能な状態であれば、保健師等での対応は可能と考えています。

**問** 多くの人が集まることができないのであれば、LINE配信などを使得、開催すべきだと思う。市長の考えを尋ねる。

**答** 市長

コロナ対策に関して、様々なツールを使っている情報発信は、必要だと思っています。ただ、コロナ対策に関して言えば、情報がありふれており、その中でどういう情報選択をするのか、私共にとって非常に分かりづらいところであり、いろいろな観点から議論が交わされています。何か特化された情報提供となれば良いが、基本的な手洗い、うがい、消毒、「3密」を避ける、これ以上の情報提供はなかなか難しいと思います。

### 国保の減税について問う



和田 善久

**問** 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、3割以上の収入減少が見込まれる世帯は国保税が減免されると聞いたが、どのような内容になっているのか。

**答** 市長

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免制度の概要については、度が主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症によって死亡した場合や重篤な傷病を負った場合には、国民健康保険税は全額免除となります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によって、収入が3割以上減少した場合など、一定の基準を満たす世帯においては、2割から10割までの範囲で国

民健康保険税が減免となります。

なお、本市の新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の状況は、令和2年11月末時点で申請件数が27件、減免金額は503万7,300円となっています。

**問** 3割以上の収入減少が見込まれる世帯の判断はどのようにするのか。

**答** 税務収納課長

国民健康保険税減免申請書に、申請時点までの一定の期間の帳簿や給与明細書を添付していただくことで、年間を通じた収入の見通しを立てていただいています。その申請書と関連資料の内容を確認させていただいた上で、減免額を計算しています。

### 職員等の公正な職務の執行に関する条例について問う

**問** 制定した目的の条例となっているか。

**答** 市長

本条例は、ご承知の通り、公正な市政の運営と市政に対する市民の信頼の確保を目的とし、職員等による法令遵守の確保、不正行為の防止及び職員等に対する不当要求行為に対して講じる措置、併せて平成18年4月に施行されました公益通報者保護法に基づく公益通報者の保護及び通報に係る措置を定め、平成21年4月から施行しています。

本条例の運用状況については、年1回、広報等で周知を行っており、条例制定後、現在まで不当要求等に該当する案件の報告はあつていませんが、潜在化が懸念される事案への対応策として、アンケートの実施や相談体制の充実など、必要な措置を講じて参りたいと考えています。

### PF1方式における本市の諸事業の展開のあり方を問う



藤嶋 嘉子

**問** ドリームホープの今後の事業展開のあり方について。

**答** 市長

現在、本市が計画しているPF1方式を活用した事業については、令和2年9月18日に本市と(株)トライアルホールディングスとの間で締結しました「リモートワークタウンムスブ宮若」プロジェクトの一環として、吉川小学校跡地を利活用し、旧校舎等は改修してAI研究開発施設等とし、運動場にはドリームホープ若宮の機能を含む商業施設を新築し、体育館はレストラに改修して取り組むこととしています。

その内、AI研究開発施設については、来年度からの運用開始に向け、現在、工事に着手しているところですが、ドリームホープ若宮の機能を含む商業施設とレストラに関して、(株)トライアルカンパニー、ドリームホープ若宮、宮若市の三者にて運営方法等の協議を進めているところであり、詳細が固まった段階で、改めてお示ししたいと考えています。

**問** 令和2年10月13日に行なわれた組合員への説明会で出た意見はどのように受け止められているのか。また、生産者の理解はどの程度得られていると思うか。

**答** 農政課長

組合員集会の際に出された意見については、忌憚のない意見であり、非常に皆さんの思いがこもったものであったと考えています。が、全ての意見を漏らす反映することは、現実的には非常に厳しいです。しかしながら、出された意見をもとに、今後、ドリームホープの役員等と協議

を重ねながら、組合員の皆様にとつて、少しでも良い方法を一緒に模索していきたいと考えています。

**問** 施設の運営権者は、トライアルとなると、経営者が2つになるといふことか。力の取り合いにならないのか。

**答** 市長

ドリームホープ若宮は、法人格を有しています。法人格の有無に関わらず、今まで堂々と築いてこられた、このドリームホープ若宮をしっかりと守って残していきたい。そこが少し説明不足のところもあり、生産者も不安に感じているところもあるようです。独占をさせないような形で、生産者と行政と、そしてトライアルと、三者協議ができるような場を設けていくという

### 住み続けたい地域づくり、環境、インフラ整備について伺う



神谷 喜久雄

**問** トヨタ自動車九州(株)周辺の環境と道路状況について。

**答** 市長

トヨタ自動車九州(株)宮田工場が平成3年に本市に立地して以来、多くの自動車関連企業の進出が進み、同地域は、県内有数の自動車関連工場地域となっております。この様な状況下において、環境対策をはじめ、周辺道路や幹線道路等のインフラ整備を進めてきましたが、住み続けたい地域づくりに向け、取り組むべき諸課題が残っている現状です。

地域と企業が共生・共存できる快適な生活空間づくりは、重要な理念であり、本市としては、地域と立地企業

の協力を得ながら、有効な財源を活用し、今後とも、より良い地域づくりのための取組を進めていきたいと考えています。

**問** トヨタ自動車九州(株)周辺では、慢性的な交通渋滞がある。対策については。

**答** 土地対策課長

県道芹田・石丸線のバイパス事業について、平成29年度から事業着手し、測量、地質調査、調査設計等を行っています。用地買収等が令和2年7月から始まり、2箇年を予定しています。

その他、室木・下有木・若宮線については、沼口交差点、小原の山口交差点の渋滞が激しくなったことや見坂トンネルの開通等から周辺事業の計画の見直しの必要が生じ、検討が必要として事業が止まっていたところですが、

令和2年度になり、沼口交差点周辺の渋滞緩和を優先するため、県道室木・下有木・若宮線の若宮インターチェンジ東交差点から沼口交差点までの事業に着手しています。

**問** トヨタ自動車九州(株)の北側に新たに21ヘクタールの工業団地の計画がある。市道釜底都地線(上有木・倉久、赤木・大谷線)について今後、維持管理費等の負担増が考えられるが、県道への移管についてどう考えているか。

**答** 土地対策課長

市道を県道に認定するには、道路法の法定要件を満たす必要があります。かつ、県議会の認定議決が必要と考えられます。県において、市内における県道の新規認定の計画はないことから、現在の道路網における整備に力を注いでいるところです。

## 宮若市成人式



### 編集後記

依然として、新型コロナウイルス感染症が猛威を奮っています。人に会いたくても会えない状況下、心と心のつながりの大切さを再認識されている方も多いと思います。そんな今こそ、人への思いやりや心遣いを大切にしたいものですね。

本年は、官民連携で進められているAI技術開発拠点事業「リモートワークタウンムスブ 宮若」が開設予定です。コロナ禍において定着しつつある新しい生活様式に合った事業展開をこの宮若から。議会としても、希望をもって、一丸となって応援していきたいと思っております。

谷口 重隆

### 議会広報調査特別委員会

委員長	柴田 裕美子
副委員長	山元 秀一
委員	中島 健三
委員	清水 健太郎
委員	谷口 重隆
委員	川口 誠
委員	染矢 正次